

一般廃棄物処理業許可証

住所 島根県松江市玉湯町布志名108番地3

氏名 有限会社 東部清掃

代表取締役 中村 和泰

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和6年9月18日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清
掃に関する法律第7条 第1項 の規定により、下記のとおり許可する。

令和6年10月21日

松江市長 上定 昭仁



記

許可の区分	事業活動に伴うごみ、一時多量ごみの収集運搬
許可の有効期間	令和6年11月1日から 令和8年10月31日まで
営業区域	東出雲町を除く区域 ただし、一時多量ごみのうち特定家庭用機器再商品化法に規定される品目の収集運搬は、松江市一円 一時多量ごみのうち特定家庭用機器再商品化法に規定される品目の積卸しは、同法第29条第1項に基づき設置された、東出雲町出雲郷1637-1（日ノ丸西濃運輸株式会社 松江支店）地内に限る。
その他の 必要な事項	1. 廃棄物の分別区分については、松江市の指示に従い分別収集を行うこと。 2. 生活系廃棄物の処理に支障を及ぼすときは、制限又は中止する。 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例その他関係法令を遵守して、処理計画の変更等市の指示に従うこと。